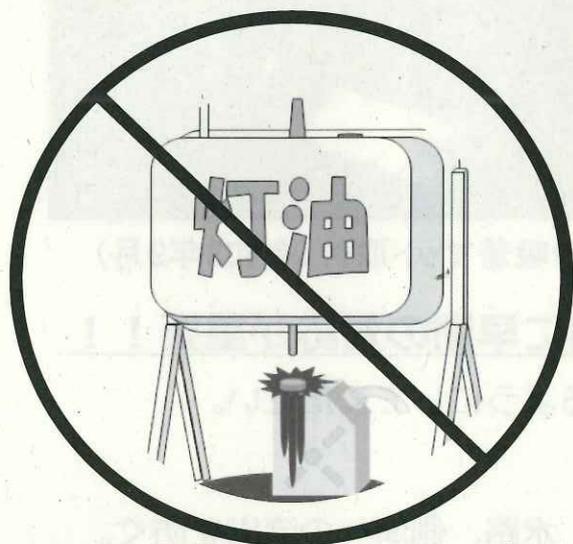


油を流さなれ！ ～浄水場からのお願い～



油の扱い3カ条

油を 移し替える際は離れない

油を 側溝や河川に棄てない

油を こぼしたらすぐ通報



日野川地区水道管理事務所では、日野川の河川水を取水して水道水を作っており、南越前町をはじめ、越前市、鯖江市、福井市、越前町に供給しています。

河川水に油類が混じると水道水が作れません。日野川で油類の流出事故が発生し、被害が甚大な場合は、水道水の供給を一時的に停止し**断水**することになります。

毎年のように灯油と思われる油類の流出を確認しておりますので、

油の事故は身近なものだという意識を持ちましょう。



地味にすごい、**福井**

福井県 日野川地区水道管理事務所
(越前市大塩町62字6-2)
TEL. 0778-22-0301

■ 対策費用は油類を流した者の負担

河川に油類が流出した場合、地元市町、関係県土木事務所、国土交通省、消防署、保健所、警察署等が出動し、原因調査や油の回収・処理に当たります。オイルフェンスやオイル吸着マットの敷設には多額の費用がかかり、その費用は油を流した人の負担となります。また、農業や漁業にも影響を及ぼす場合は、その被害の補償など、多額の賠償金を請求される可能性もあります。



八乙女取水口吸着マット取付(令和5年2月)



水路への吸着マット取付(令和3年9月)

■ 油を流出させてしまったら被害が拡大する前に早期の対応が重要！！

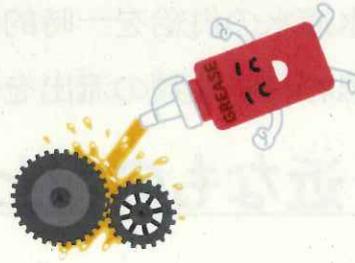
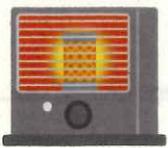
下記の機関に通報のうえ、以下のような応急措置をとるようにしてください。

- ・バルブを閉め、追加の流出を止める。
- ・油流出箇所（配管の穴など）を補修する。
- ・土のうや吸着剤を設置、油を布でふき取るなどし、水路、側溝への流出を防ぐ。

洗剤や油中和剤等を個人判断で散布する行為は厳禁！！



冬季は暖房用の灯油が中心ですが、農繁期においては農機具等への燃料やオイル、グリースでも同様です！！もし、側溝や河川に流出させてしまった場合は速やかに下記への通報と、応急処置をお願いします。



地味にすごい、福井

福井県

日野川地区水道管理事務所

(越前市大塩町62字6-2)

TEL. 0778-22-0301